

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和6年10月16日（水）②

杉 並 区 議 会

目 次

定例会の日程について	3
議会運営の在り方について	3

議会運営委員会理事会記録

日 時	令和6年10月16日(水) 午後2時54分～午後3時51分
場 所	第3・4委員会室
出席理事 (7名)	理事 脇坂 たつや 理事 矢口 やすゆき 理事 山田 耕平 理事 ひわき 岳 理事 川原口 宏之 理事 安齊 あきら 理事 松本 みつひろ
欠席理事	(なし)
理事以外の 出席議員	議長 井口 かづ子 副議長 おおつき 城 一
出席理事者	(なし)
事務局職員	事務局長 森 雅之 事務局次長 村野 貴弘 庶務係長 田口 昌実 議事係長 蓑輪 悦男 担当書記 橘川 敦江

(午後 2時54分 開会)

脇坂理事 これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

《定例会の日程について》

脇坂理事 初めに、第4回定例会の日程案について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料1を御覧ください。令和6年第4回定例会日程(案)でございます。

11月19日から12月9日まで、会期は21日間。11月19日火曜、初日は午後1時開会。2日目から中日までは午前10時開会。11月26日火曜から12月6日金曜まで常任委員会並びに特別委員会を1日1委員会として開催。12月9日月曜午後1時から本会議において議案上程、議決。

以上の日程を提案させていただきます。

なお、日程(案)については本日の議運で承認された後、ホームページ等で周知する予定です。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、第4回定例会の日程(案)については、この後開催の議会運営委員会に諮ることといたします。

《議会運営の在り方について》

脇坂理事 次に、議会運営の在り方について協議をしてみたいと思います。これは、先日までに皆さんに各会派の中で事前にもんでおいていただきますようお願いした内容でございます。

初めに、予算決算特別委員会の在り方についてです。10月3日の理事会において、決算特別委員会における質疑の持ち時間などについて御発言があり、予算決算特別委員会の在り方について、一度会派へ持ち帰ることになっていましたので、まず、各会派から出た意見について報告をお願いしたいと思います。

矢口理事 幾つか出ましたので、まとめて幾つか言っておきます。

まず、質疑の中でもいろいろと資料請求の資料についての質疑は我が会派からも出されたと思うんですけれども、出てきたものがあまりにも簡単だったので、質疑したら、実はもう少し内容が詳しくありましたみたいなどころがあったので、そのあたり、資料請求に対して、時間もそれなりにあるわけですから、内容にもよるとは思いますけれども、

もっと丁寧な正確なちゃんとしたものを出していただきたいなというところをお伝えしておきます。

それと午前中、維新さんの会派になっちゃうんですけれども、副委員長が1人で、残り、議長も含めて皆さん体調不良なところもあったんですけれども、いらっしゃらないところがありましたので、そこで半分以上は最低限でも出なきゃいけないとかというルールがあるんですけど、ないんですけど。

脇坂理事 今の段階ではないんですけれども、少なくとも過半数がいなければ委員会は開催されません。

矢口理事 なので、そのあたりが、副委員長お一人しか出ていないケースもあったので、もう1回交渉会派の皆さんを含めて確認して、会派の中で調整をしていただくとかというところはやっていただいたほうがいいんじゃないのかなというところ。

あとは、これは正副委員長の仕切りの部分もあると思うんですけれども、持ち時間が切れた後にも、質問だったり、言い続けて10秒、20秒ぐらいのときはあると思うんですけれども、30秒、1分を超えているケースも見受けられたんですが、そのあたりをどこで切るのかとか、質問をどこまで受けるのかといったところの、どうしても正副委員長の采配によるところがあると思うんですけれども、そのあたりが曖昧な部分も見受けられたなというふうに感じました。

あとは理事者のほうでも、指名をしていないのに答弁をするといったところ、あと答弁が長いとか、個別でない案件、ちょっとそのあたりが、質問に対しての明確な答弁ではない場合、もしくは質問していないのに答弁に立つ場合、これは正副委員長の采配によるところだとは思いますが、そのあたりをルール化すべきとは言いませんけれども、今後の委員会運営のときには注意をしていただいたほうがいいのかなというふうに思います。

あと最後、日程に関してなんですけれども、毎日10時－17時がベースになっているんですけれども、日によっては17時30分とかになる日もある。最終日は午前中で終わると。だったら、もう少しならして、17時に終わらせるようにする。17時前には終わるようにして、毎日10時－17時で最終日まで行くようにするとか、ちょっとそのあたり、けつをきっちり切れるような委員会運営にしたらどうかというふうな意見がありました。

だらだら言っちゃいましたけれども、以上です。

脇坂理事 最後の日程の件は、決算委員会に限った話ということでよろしいですね。

矢口理事 そうです。予特、決特に限った……。

脇坂理事 予算委員会は持ち時間がもう少し長いので、全部が2日間なので……。

矢口理事 分かりました。

脇坂理事 ということになります。

では、どうしましょう。一旦各理事の御発言をお聞きしてから質疑等でよろしいでしょうか。

山田理事 私たちの会派は、持ち時間のブザーが鳴ったときにどうするかという、先ほども話があったんですけれども、私たちの会派でも、一般の常識の範囲内でやっている委員がほとんどだったので、その点では何の問題もないと思うんですけれども、ある特定の委員は、委員長が静止をしても、それにあらがうような形でずっと続けていたというようなことが、今回1例あったと思うんです。それについては、やはり委員長、副委員長の仕切りのところで何とか処理をするべきではないかというような話もあったんですが、今、明確なルールを決めたとしても、ほとんどの方は一般の常識の範囲内で速やかに終わられるような形でまとめていたのがほとんどだと思うんです。だから、そういうことをされた場合に、例えば委員長からも質疑を打ち切らせて退席させるとか、そういったことも含めて、必要に応じて検討することもあり得るのかなということは意見としては出ていました。それをどこまでルール化するかというのは、まだそこまでは、一般的な議員が皆そういうことをやっているわけではないので、慎重な意見もあったんですが、委員長、副委員長の仕切りの下で何らかの対応が必要ではないかということは出ていたところでは。

あと予算の話になるんですけれども、第1パート、決算の場合は総括という形でできるんですけれども、予算の最初の歳入というところの在り方は少し検討してもいいんじゃないかというような意見も出ていたんですが、これは今後の皆さんとの話合いでどうするかを決めていく必要があるかなというところでは。

以上です。

ひわき理事 うちもなんですけれども、時間をオーバーするところを一律にどういうふうにするというルール化するよりも、基本的に本質的には委員長の指示に従わないということの問題なのかなというふうに思っていますので、やはり委員長の仕切りをきちんと守れるような、そういう運営の仕方、どういう形がいいのか分からないんですけれども、本質的にはそこが問題があるのかなというふうに思っています。特に特段ほかにはございません。

川原口理事 うち決算の委員長をうちの会派から出したということもあって、先ほど来出ているブザーが鳴った後の件については、委員長の立場としては、もちろん委員長が制止してもやめてくれないということについては本当にもう困るということで、できれ

ば、誰が委員長をやっても守れるような何らかのルールというのは必要なのかなという意見は約1名から、本当にもう困ったということで、本当に泣きそうになったというか、そんなことはしないんですけれども、そういう話が出ていました。

あとそれから、理事者の方についても、聞かれたことに対して答えない理事者が今回ちょっと目立ったということもあって、それもまた委員長としては困ると。答えられないなら答えられませんと言ってほしいと。ちゃんと手を挙げて、委員長に指名されて、立って、答えられませんと言ってくれればいいんですけども、聞かれたことに対して何も答えないというのも本当に困るということも意見として出ていました。

あとそれから、款違いについては、これはもうかつての話なんですけれども、もともとは決算委員会では決算書の中に書いてある事柄しか質問できないと、決算書のここに書いてあるこれについてはどうなのかというようなことについてしか質問できないような暗黙のルールになっていたんですけども、いつの間にかそれがなくなって、全然決算と関係ないようなことも質問できるようになってしまった。だから、理事者も事前の調整が必要になった。決算書に書いてあることを聞かれるんだったら、別に事前の調整は必要ないんですけども、そうじゃないことも聞かれるので、事前の聞き取りも必要になって、調整も必要になったということがあるので、これについてもルール化が必要なのかなと。やっぱり決算書の何ページのここに書いてあることについて伺いますとかというふうに、ちゃんと決算書のどこに書いてあることについて質問するのかということを確認してから質問するというようなルールみたいなものも必要なのかなというように意見も出ています。

取りあえず以上です。

安斉理事 私どもの会派で、一番最初、ブザーの話を知りました。私どもの会派は私以外3人新人がいますけれども、私はあまりそれは気づかなかったんですけれども、その3人とも言っていたのは、当事者の方もいて申し訳ないんですけれども、委員長、副委員長が必ずしもしっかりと公平公正にやっていたかということ、一部の人には優しく、一部の人には厳しいというような側面も見て取れたというような話が3人から出ていたので、なかなかこの辺は、私も委員長とかをやらせていただいていますけれども、難しい話だなと。

ルール化したほうがいいかなという話を聞いたんですが、今のところそこまで必要はないのかなという話で、さっきほかの理事の方も言っていましたけれども、常識の範疇でできるなら、議会ですから、一々ブザーが鳴ったら何分以内にやめてくださいとか、そんなのを書くこと自身恥ずかしい話なので、だから、そこはやっぱりもう少し議論と

というか、常識的な話で対応できないかというところに私はやっていったほうがいいのかなど。でも、最終的にやっぱり皆さんこれはルールをつくらなきゃ駄目だよねとなったら、それをやるべきだと思うんですけども、あまり議会でそういったようなルールをつくるというのは、ちょっと恥ずかしい話になってくるので、こういう場だから今話をするんですけども、ルールをつくるとなると、やっぱりあまり恥ずかしいものは作りたくないと思うので、さっきどなたかから出ていましたけれども、常識の範疇でできるように、いま一度というところなのかなというふうに思いますね。それが続くようであれば、最後はやっぱりルールということしかないのかなと思うんですけども、今の段階だと、うちの会派はもうちょっと様子見というのか、ちょっとあれですけども、すぐにルールというのはどうなのかなというような話はしていました。

それと、あといろいろ出たのであれなんですけれども、意見開陳、今回も時間を守らなかった人もいて、かつても守らなかった人が、今回の方とは違う方が、20分て何ですかみたいな話で、あのときも、今回の委員長と同じだったのかなと私は思っていますけれども、この辺の時間の話、例えば私どもは多数会派になっていますけれども、少数会派も同じ時間なんです。議会として、果たして皆さん、厳しい選挙を通過して、最終的には、政党に属している方は、政党の枠組みで会派を結成して、私どもはそうじゃないんですけども、同じような政治理念とか、そういうのを持っている人が一緒になるんですけども、例えば1人の時間掛ける何分とやって20分というのは分かるんですけども、1人の方が20分というのは私はどうなのかなと。多数会派からすると、公平じゃないじゃないかと。

少数の方は、自分の発言が担保されていけばいいんだとなるんですけども、当事者が変わると、多数会派からすると、ちょっとおかしいんじゃないのとなりますし、少数会派からすると、いやいや、発言ができるからとあるんでしょうけれども、今の状況というのは、私は公平性に欠けるのかなというふうに思っていますし、会派の中でも、やはりもうちょっと、人数掛ける何分というやり方をしてもいいんじゃないかと出ていますので、これは少し検討していただけるとありがたいのかなというふうには思います。当然1人の権利というものはあるんでしょうけれども、ただ、度が過ぎた権利というのもちょっといかがなものなのかなというふうに思いますので、今後の一つの議論の中で、何かしら合理的なものが導き出せればいいのかと思っていますけれども、これは意見として言わせていただきたいと思います。

うちの会派から出たのはそんなところですかね。以上です。

松本（み）理事 まず、ブザーのことからなんですけれども、この間、理事の皆さんに御

相談を適宜申し上げながら、不慣れなことでいろいろ試行錯誤しながらやってきたという中で、うまくいかなかった部分があるということについては、率直に自分でも感じていますし、改めて指摘をいただいて受け止めたいなと思っていますところでは。

超過の部分のところについてなんですけれども、それも委員長と横で話しながら調整していったこととしては、最初に大きく超過した方の超過時間というものを把握して、それを目安にしていた。40秒程度という、もう超過するたびに時間を計っていて、40秒過ぎたあたりから介入するということは意識はしていたので、そもそも40秒が適切かどうかということとかは途中思ったりもしました。という中で、人によっては甘いんじゃないかという御指摘を他の理事からいただきました。そのあたりはやっぱり聞いている話の内容を受けて、この辺で入ったほうがいいんじゃないかと思ったら、まだ実は20秒かかっていなかったみたいなことというのも実際にありまして、非常にそのあたり難しいかなと思っていますところでは。最低限、ブザーが鳴ったときの話題から転換するということに関しては、介入して止めていたということはあるって、このあたりは常識の範囲として言えるのかなと思うんですけれども、今後、このあたりの対応をどういうふうにしていったらいいのかということについては、まだ私の中でも答えが出ていなくて、皆さんのお知恵をいただいて、少し明確にしていきたいなという思いと、でも、やっぱり明確にし切れないんじゃないかというような御意見も多々あったかと思うんですけれども、そのあたりは今も悩んでいるというのは率直な、これは副委員長の立場で申し上げますけれどもというところでは。

そのほか会派から出た意見としては、入替え、質問が終わって次の委員が入るところのタイムラグであったりとか、あと参考資料の読み上げの資料の量とか、読み上げの丁寧さとかということによっても、ここに結構所要時間が発生しているということもあつたりしました。時間表を見ると、入替えの委員と委員の間に隙間がないんですね。例えば3時11分に質問が終わった後に、3時11分からというふうな時間の切り方になっているんですけれども、ここにインターバルを設ける必要がもしかしたらあるんじゃないかというような話、そうすると長くなっちゃうけれども、素朴な疑問として、総括だけ5分で、ほか6分なのは何でなのかと、そういった話も出てきていたところ、そこは何か経緯があるんだと思うんですけれども、そういったことも一旦テーブルに乗せて見直しをしていったらいいんじゃないかという話。

あとは、他の理事からもありましたけれども、最終日の終わりが早いというところを活用して、もう少し平準化するということは必要なんじゃないかというところがありました。

あとは、先ほど他の理事から、当会派がある日程の午前中に私しか出席をしていなかった。会派の中だけで見れば、委員会の定足数を割っていたというような状況があったという御指摘がありました。これに関しては真摯に反省をするところもあるんですけども、なかなか体調を崩すな、病院へ行くなということもどこまでできるのかということについての悩みもちょっとあって、そうしたときに、他の区議会を見てみると、平日5日間、10時から5時までだだっやっていく機会ばかりじゃなくて、間に議事整理日という形で、会議を設けていないような日程をつくっている議会もある。そういったタイミングで病院に行くとか、そういう対応の仕方があるんじゃないかと、議事整理日を設けるということの検討も必要んじゃないかということがありました。

最後に、款違いのことについても、先ほど理事から御質問がありましたけれども、これも今回副委員長をやらせていただいたときに、質問に入ってから款違いだなと思ったときの介入の仕方って結構難しいなというところがありました。これは聞き取りの段階で、理事者側にも整理をお願いしたいなと思うポイントでもあり、また、あとは今回、答弁理事者の提出というのを、少し前まで委員側からこの人に答弁を求めますというのは最低限出していたと思うんですけども、今回から質問項目の聞き取りだけで、答弁理事者の指定ってなかったと思うんです。そのあたりをもって、款違い対応というのは少しできるんじゃないかなということとかは意見として出てきました。

長くなりました。以上です。

脇坂理事 非常に多く意見をいただいたんですけども、一番多かったものから、では、少し話をしていきたいと思えますけれども、それはやはり持ち時間の話であって、一般常識の範囲の中で、なるべくルール化をしないほうがいいんじゃないかというような御意見もあったというふうに理解をしていますし、ここら辺のところはまだ様子を見てもいいんじゃないかという話もありましたけれども、その前提としては、やはり委員長、副委員長にしっかりとした、もともと持っている権利ではありますけれども、そのところを皆さんで再確認をした上で、常識の範囲の中で委員会の運営をします。必要以上に長くしゃべるですとか、そういうようなことがあるようでしたら、そこについては、一定程度強権的に正副委員長のほうでそういった権利を発動することができるということ、改めてそこだけ確認をしておけば、取りあえず来年度予算委員会についてはいいのかなというふうな形で今総合して聞いていましたけれども、この件について、ほかに御意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。

川原口理事 私は先ほど何かしらルールも必要なのかなという話をさせてもらいましたけれども、特にそれを強く求めているものではありませんので、逆に今委員長がおっしゃ

ったように、正副委員長の専権事項というか、そういうものをしっかりと明確にしていくということのほうがまずは大事かなというふうに思います。

安齊理事 ちょっと脇坂さんのお話を聞いていて思ったんですけども、これは誰が委員長をやっても多分難しいと思うんですよ、公平公正にということになるので。今お話を聞いていて思ったのが、例えばルール化は私は避けたほうがいいとさっき言ったんですけども、今あるルールの中で、今、川原口さんも言っていましたけれども、例えばもうこの中で、40秒を超えたらとか、30秒を超えたらということで、確認事項だけつくっておいて、そうしたら、もう次からはそれを発動しますよというのを全議員に言ってもいいのかなと思うんですよ。ルールじゃないんだけど、今回こういう事象があったので、委員長の職権で今後は厳しくやりますよと。厳しいって具体的にどうだと言われたときに、おおむね30秒を超えたら、もうそこで発言は終わりというような形にしちゃったほうが、さっき川原口さんが言っていた委員長が困った、あとは松本さんからも困ったという話がみんな合意形成できていけば、もう30秒を超えて終わりだろうという話になるので、そういう形である程度、内々のルールみたいなのをやったらどうかかと、どうなんでしょうか。ちょっと聞いていて思ったんですけども、曖昧過ぎちゃうと、多分この議論で終わらないと思うので。

おおつき副議長 私も何度か決特の委員長をさせていただいたことがあります。今回のようなことも何度もありました。いわゆる例えば20秒で委員長から注意される方と、40秒で注意される方がいるわけで、人間なので、あと話の流れもあって、ただ、ゼロ秒で終えなきゃいけないのが本来だと。みんな忙しいから、何となく長いなと思ってほわっと聞いちゃっている部分もあるので、例えばですけども、先ほど松本理事から40秒まではと、40秒なら40秒、30秒なら30秒で、みんなが例えばチーンと鳴って、この人もう30秒たったよと、もう終えなきゃ絶対駄目だよねというような1つの目安がないと、委員長で20秒とか10秒なのか、いや、私は50秒でもいいんじゃないんですかと、委員長の裁量というよりは、委員会全体のやっぱり公平性とかを考えたら、どこかの節目、本人も一生懸命だから、悪気なく話しちゃっている場合もあるので、30秒とか20秒なのか分からないけれども、みんなが合意できるところで、一旦もう時間が30秒を超えているんだということをお示しするというのもどうなのかなと、私も何度かやっていく中で、先ほど安齊理事の話も聞いていてちょっと思いました。

松本（み）理事 2週間ぐらいずっとこのことを考え続けていたので、いろいろお話を聞けば聞くほど思いがあふれてくるところはあるんですけども、ブザーが鳴ってから30秒というバーを引くみたいな話になったときに、でも、それでいいんだったら、やっぱ

り本来はブザーが鳴るところがバーになるよねというような気持ち、でなかったら、発言時間5分のところを5分半にするということにやっぱりなっちゃうよなということもずっと私は堂々巡りで考えていたところがあります。最初の大きく超過した方で40秒と先ほど申し上げたんですけれども、やっぱり定性的に判断した部分って否めないのも、そのときの40秒というのは、すごく個人的な見地に立っている話であると思うんですけれども、すごく中身のある重要な話をされていたなと思って、終わってから時間を確認したら、40秒も話したということで、そんなにだったんだというような思いがあります。40秒と言われたら長いんだけど、あの40秒にはすごく意味があったよねみたいな価値判断を差し挟んでしまっていたというのが、この決算委員会中ずっと続いていたというところはあったんだろうなと思っています。

いずれにせよ、明確に線を引くということだったら、ブザーで引くしかないのかなということがまず話の基準にあって、とはいえというところをどうするかということなんだろうなと思って、それが30秒だとしたら、30秒の根拠って何なのかってなかなか難しいなと思っています。

脇坂理事 ごめんなさい、私があまり発言すべきではないんですけれども。今の安斉理事の発言も受けた上で、例えばですけれども、もう予決特の開会のタイミングで委員長に宣言をしてもらおうと。今回の正副委員長の仕切りはこうですと。私は実は30秒も長いと思っています、おっしゃったように、10秒たったらもうブザーでいいと思っている派ではあるんですけれども、例えばあらかじめ開会のタイミングで、もう10秒過ぎたら、今年の正副委員長は注意しますと、自分たちのマイルールはこういう仕切りでこの委員会は10日間回していきますよと、理事者に対しても、いろいろ話がありましたけれども、聞かれていないことに対しては答えないで結構ですと、そういった形を委員長のほうで宣言をもらおうと。その時々正副委員長の仕切りにしてもらおうというような形であれば、少しファジーな中の、ルール化ではない部分での運用という形でもいけるのかなということも、例えば理事会の総意として、来年の予算正副委員長にこういった形で運用してみてもどうですかということも申し伝えることはできるかなというふうに感じましたけれども。

山田理事 つまり委員長、副委員長の仕切りに任せていくというのを強化するということですよ。私も30秒という範囲というのは結構長いなと思っています、そこを1つのラインにしてしまうと、そこまで大丈夫という、先ほど松本理事の話みたいになると、それはそれでなかなか大変なことになるなということも感じていて、ブザーが鳴ったら速やかに終わるとというのがやはり一般常識だと思うので、それを委員長、副委員長の権限で

きちっとやってもらおうというところを理事会からお願いをして、そこをしっかりとやってもらおうというふうにするんだったら、それはそれでいいのかなというふうに思っています。

脇坂理事 それでもって何かトラブルがあったら打ち切りますということまで委員長が宣言をするということであれば、そのとおりみんな従って運用していかざるを得ないのかなと。

おおつき副議長 私も先ほど発言させていただいた趣意は、あくまでも公平性、どこかの会派が長く話せて、どこかの会派が長く話せないということが委員長、副委員長の下であってはいけないというところについては、それはゼロ秒でいいし、本来はゼロ秒のはずだし、ただ、どうしてもといったときに、止める止めないは、最終的に委員長、副委員長の御判断ですよ。ただ、そこに明確な事実経過は委員会全員で、これは10秒超えたんだとか、20秒超えたんだなというところはあることで、1つまた次の議論に進むこともあり得るのかなと思った趣旨でお話ししました。

以上です。

脇坂理事 では、来年についてはそういった形で、一定程度の目安を開会のタイミングで正副委員長に、予算の委員長に示していただいた上でやっていくと、その申合せを私たちのほうからしていくということにしていきたいというふうに思います。また、その様子を見た上で、さらなるルール化が必要であれば、また検討していくということがよいかと思います。

では、そのほかで意見が多かったのは、日程のバランスの件がお2人ぐらいから発言がありました。決算委員会ですと、第1回目が1分間短いので、トータル終わる時間が半日短くなるということで、もう少しばらせたりできないのかですとか、議事整理日を設けるべきではないのかというような話があったところでございますけれども、この点についてちょっとお二方から意見が出たので、皆さんからも意見があればお聞きしたいと思います。

ひわき理事 最終日が短いということで、平準化できないかという点に関しては、そのとおりだなというふうに率直に思っています。やはり5時まで委員会室で私たちは審議をしていて、その後質問があるから、5時から理事者にヒアリングするなんていうことも発生してしまうと、やはり管理職の方々の超勤というものに大きく影響してくるというところもあるので、5時より前に、そういった次の質問のための理事者とのやり取りというのでできれば、非常によいのかなというふうに率直に思います。

安齊理事 その平準化の話は、新生議会になってからなんですよ。前は、ここは多分新

人の方が誰もいないので、前の議会は、多分5時を過ぎるといのは、たまにあったけれども、ほぼなかったんですよね。何でそんなになっちゃったのかなって、よく分からないんだけど、ただ、今、ひわきさんのほうからも出たけれども、働き方改革の話もあるから、むやみやたらに超勤を、管理職の人は手当は出ないんだけど、労働時間というものもありますから、そこは次回決算は来年になっちゃいますけれども、少しそういう意味では、平準化をしたやり方でやってみて、試してみるというのは意味があると思うので、それはぜひやっていただきたいなと思います。

以上です。

松本（み）理事 話の腰を折るようだと申し訳ないんですけども、時間の話の中で、会派の中で出た意見、1つちょっと伝え漏れがありましたので、1つ追加させていただきたいんですけども、議事整理日の話なんかも含めて、日程がかなり長期になっている。丸々2週間ぐらい10時から5時まで理事者が拘束されているみたいな話になったときに、この時間を縮減するということの可能性を模索する中でいうと、杉並区議会では、予算も決算も議員全員が委員となる形の予算決算の委員会をやっていますけれども、これも他の自治体を見渡してみれば、予算か決算みたいな形で2分されているケースであったりとか、あと我々もコロナのときに、常任委員会にひもづく形での予算審査というのをしたこともあったみたいなことも含めて、いろんなやり方をもう1回構築し直してもいいのかもしれないねというような議論が出たということはお伝えをして、なかなかそこまで大きく変えるのは難しい部分はあるかなと思うんですけども、そういうことをやっている自治体もあるということも踏まえて、どういうふうにしていくのがいいのかということが議論できたらいいのかなという話が出ましたということをお共有させていただきます。

脇坂理事 まずこの話の前提というのは、会期を見直すということにつながってくると思いますので、会期については基本的には区長のほうの申入れによって、スタート日だけですけれども、大体は決まってくるような形になってくるので、当然、理事者との調整も必要になってくる案件だというふうに思いますけれども、例えば議会運営委員会として、理事者に対して働き方改革といったことも含めた上で、もう少し会期を延ばすようなことも共に考えられないかといった提案をすることというのはできるのかなというふうには考えますけれども。

川原口理事 決特の質疑の最後の日が昼頃終わるといのは、そういうふうにしなくちゃいけないんですか。そこは別に、例えば3時までかかろうが、5時までかかろうが、いいのか。そこは5時ぐらいまでかかっても別にいいわけですか。

事務局次長 それは決め事なので、特別支障があるわけではないです。

松本（み）理事 確かに今年の区長の日程、公表されているものを見ても、午後は副区長と2時間ぐらいお話しされているだけの予定、特段この午後にはばっと庁外公務が集中しているということではなさそうかなというところもあるので、このあたりは1つキャップを外して考えてもいいのかなというところを改めて、御指摘を伺って思いました。

脇坂理事 特に決算委員会については、同じ会期中中でも、半日分の時間がありますので、そこをもう少し有効にバランスよく平準化していくことは可能なのかなと思っていますが、一旦その程度でいいですか。予算委員会のほうはまだそこら辺の会期の延長とかということまでは踏み込まずに、一旦この件は決算委員会に向けては来年の申し送りということになりますので、ぜひ事務局はしっかりと覚えておいていただけたらと思います。

それと大きく何件か意見が出たのは、あとは歳入の款の在り方、款違いの在り方をどうするかというところでもお二方ぐらい意見がありましたけれども、話し出しても、この点は今日は結論は出ない話だと思いますけれども、問題意識とかでもあるようでしたら、今共有をしていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

山田理事 この問題というのはずっと長いこと同じようなことが議論されてきたんですけども、新しい議員も増えて、少数会派も増えている中で、どういうふうを考えていくのがいいのかなというのは、一定考えていく必要もあるのかなというふうには思っているんですけども、今日すぐ結論が出たりするものではないので、追々また考えていく必要があるかなとは思っています。

安斉理事 今言っているのは、決算は総括があるんですけども、予算がないよという話で、そのことなんですか。確認です。

脇坂理事 その点と、ごめんなさい、ごちゃ混ぜにしてしまったんですけども、あと川原口理事からは、そもそも決算書にのっとった質問をしなきゃいけないねという御提案もあったので、ちょっと今款違いという話の中で、くくりで今話題にさせてもらっています。

安斉理事 そうなると、ここで結論を出せというのは無理なので、持ち帰りで引き続きという話になるのかなと思いますね。

それと、私も感じているのは、決算で総括で、予算で総括はないんですよ。新人議員だと、歳入とかはもうかなりやりたくないみたいな、初日はやりたくないみたいな話も聞くので、何か理屈があるんだったら、それはそれでいいんですけども、あまり理屈がないんだったら、決算でやっている総括的な話というのもある程度認めてもいいのかなみたいな、その辺が、だから、ちょっと歴史の背景が分からない、何とも言えない

んですけれども、ただ、決算では総括の質疑があるので、少しそこも議論してもいいのかなと思いますね。やれとは言わないんですけれども、そうしろとは言わないんですけれども、少しはやっぱり皆さんで議論してみることは必要なのかなというふうにはちょっと感じています。

以上です。

松本（み）理事 今回、決算と関係のない質疑じゃないかみたいなことで不規則発言が飛び交うみたいな中で進行していたことがあったんですけれども、進行役の立場で聞いていると、やっぱりベテランの方々とかは、最初にちょっと当該年度のみみたいな話を1問やった後に、関連してという形で質問を深めていくというようなやり方がある意味ちゃんとしている。ちゃんと当該年度の決算との関連性みたいなものを、一応アリバイと言ったら失礼ですけれども、つくった上で、ある意味決算と直結しているとみんなが思うものではないような議論に展開していつているというようなやり取りがあって、そういうのは割とちゃんと関連づけられている話だなと思って聞いているんですけれども、そういうちょっとしたティップスみたいな質疑の在り方を伝えていく場面というのが、会派の中もそうでしょうし、会派に所属していない1期生の議員さんとかでいうと、そのあたりの業みみたいなものを知る由もなく、ほかの人の質疑を聞きながら、こういうふうにはやっちゃっていいのねみたいな形で、少しその彼我の差があるということについてうまく理解してもらえていないのかなというような場面というのはちょっとあたりはしました。

このあたり、座組をどうするかというのは非常に難しいと思うんですけれども、今回経験した私とかが機会を捉えてお話ししていくべきなのかもしれないんですけれども、関連づけた質問をしているんだよという理屈づけみたいなことだったりとか、そういった決算審査の中での議論の深め方についての技術論みたいなことについてちょっと差が出てきてしまっている。それを埋め難いものとなってしまっているというようなことを悩んでいますということで、まとまっていないんですけれども、思っています。

脇坂理事 私自身が六、七年前に議会運営委員長をやっていたときにも、この件は一度話題にしたことがありまして、そのときに決めたのは、取りあえず歳入の款は、歳入を入り口にして質問することを徹底しようということにいたしました。ただ、どなたかの質問の際に、補助金というような話の中で、結局補助金の使い方をどうするかという質問になってしまったので、そうすると、歳入じゃなくて歳出の質問をしているよねということで、若干やじが飛んだりとか、委員会が紛糾して、それから六、七年たって、結局形骸化して、元どおりみたいな状況になっているのが、この問題の難しいところだなと

いうふうに感じています。

先ほどの安斉理事がおっしゃったことに、私とその拙い経験の中で話を聞いている中だと、交渉会派には代表質問がありますよね。それを予算総括だったりみたいな形で認めるときに、代表質問で一体何なんだということになりかねない難しさがあるという中で、なかなかまい次善の策というのが見つかってきていないんだよということ先輩から聞いたことはございます。

という中で、なかなか今日の今日では、これはとてもじゃないけれども、先輩方も導き出せていないような状況ですから、この件については、もう少し各会派でいろいろ相談をしていただいてということで、また必要なときに議題として上げたいというふうに思います。

そのほかにもいろいろ意見がありましたけれども、この件についてはどうしましょうか。特段何か気になることがあれば、もう時間も大分たってきて、議会運営委員会も開会しなければいけないので、特段あれば今お受けいたしますけれども、ないようでしたら、またちょっと今後様子を見ながらという形で進めていただけたらと思いますし、改めて理事会の議事録も御確認いただけたらと思います。

それともう1点ございまして、ハラスメントについてです。10月9日の理事会において、ハラスメントについて勉強会を行うなどの御提案があり、一度会派に持ち帰ることになっていました。その件につきましても各会派から報告があればお願いをしたいと思います。

矢口理事 会派のほうで話し合いましたが、特に勉強会とかは必要ないんじゃないのかなというふうな結論に達しました。資料とかがもしあれば共有していただくのはいいんですけども、そもそもやっぱり、先ほどもいろいろ出ていますけれども、我々区民の負託を受けて当選しているという意味では、やっぱり区民の、これがいいかどうか分かりませんが、模範的な品位あることを、言動も含めてやっていかなければいけない。これは杉並区議会基本条例第5条にも書いてありますし、杉並区議会会議規則の中でも、「議員は、議会の秩序及び品位を重んじなければならない。」というふうに書いてありますので、改めてハラスメントみたいなどころではなく、まずその品位をしっかり保つということが大事なのかなというふうに思っております。

それは議会だけじゃなくて、ある意味、区長、職員の皆さんも含めて、改めてここはしっかり考えなければいけないのかなと。例えばこの間、決特の際にも話が出ていましたけれども、私も見ましたが、災害時に区長がノースリーブで出ているというのはちょっとどうかなと私は思ってしまったんです、個人的な意見かもしれませんが。

れは見る人が見ればハラスメントであるというふうに言いかねない。そういう意味では、我々は税金というところで給料を頂いているという部分もありますので、区民に対してもしっかりと恥じることのないような行い、言動をしていくべきであるなというふうに思っております。

なので、ちょっと話がそれましたが、ハラスメントという意味では、個人個人がしっかりとした認識を持ちながらやっていくと、特に勉強会は必要ないんじゃないかなというふうな結論です。

以上です。

山田理事 ハラスメントについては、私たちだけではなく、職員も含めて、何らかの形でハラスメントについて、どういうことがハラスメントに該当するのかみたいなことは、いろんな形で学んでいく必要があるのかなというふうになっています。というのも、我々政治家集団も、例えば総務省が政治家に対するハラスメントみたいな話について何か出しているんですよね、そういう提言みたいなもの。だから、そういうことも含めて、当然我々はここにいる以上、そういうのが、品位をもって対応するというのは当たり前なことなんですけれども、政治家にとっても、職員にとっても、お互いハラスメントについての考え方とかをいろんな機会に学んでいくということは大事な事かなと、相互にとって必要な事かなというふうに思っているところです。

先ほど勉強会の資料とかは頂いてもという話もあったので、さすがにやったからって全員出席みたいなことは当初からできないと思っているんですよね。いろんな事情もあると思うので、だから、できる範囲で取り組んでいくということが必要なのかなというふうに思っていますし、私たちの会派からもひょっとしたら出られない人とかも当然出てくると思うので、そういったことも含めて学んでいくというのが、私自身も含めて必要になっていくなというふうに考えているところです。

会派間でも、それはハラスメントじゃないんですかとかいうふうに言われたりすることも実際問題あるんですね。だから、そういうのはしっかりと、僕自身の学習のためにもやっていきたいなというふうに思っているところです。

以上です。

ひわき理事 私の会派のほうから提案させていただいた話ですので、各会派の皆様が御検討いただいていると、ありがたく思っています。

改めて、やはり何がハラスメントなのかということ自体を学ぶことで防げるもの、あるいは起きてしまい得る権利侵害というのを防ぐことができるのではないかなということ、学ぶということの重要性、気づかずにやってしまうことのないようにという意味

で、勉強会というのもどうでしょうという提案をさせていただいたところで、そこら辺の趣旨というのを御検討いただければなというふうな次第です。

川原口理事 自分自身がハラスメントをやっているという自覚がなかったとしても、やっているということも多々あると思うんです。いろんな一般企業のいろんな事例を見ても、上司は自分がパワハラをやっているなんて全く思っていない、自覚がない、だけれども、結果的にパワハラをやっていたということもたくさんありますので、僕は1回自分の知識として、これはパワハラなんだよということをしっかり学ぶ機会は設けてもらいたいなというふうに思っています。それに必ず全員参加しろとか、そういうことではなくて、希望者だけでも、そういう勉強をさせてもらいたいという方は参加できるというような機会を設けてもらいたいなというふうに思っています。

以上です。

安斉理事 うちの会派へ持ち帰りまして話をさせていただきました。結論からすると、オフィシャルに議会でそういうことをやらなくてもいいんじゃないですかという意見でした。強制的にそれに出るというようなイメージがあったみたいで、そうではないよという話なので、議会でやるとなると、そういうふうに思われて、参加しないとどうなのみたいな話に見られちゃうから、正直別にそこまでやる必要はないでしょうみたいな意見だったんです。だから、やるものは否定はしないんですけども、そこに強制力を持たせて絶対出るとか、そういうのは勘弁してくださいという意見だったので、そんなような形で、開催をするにしても、そんなような緩い感じでやっていただけたほうがいいのかというふうに思います。

以上です。

松本（み）理事 ハラスメントって多分そもそも難しいものだと思うんですけども、今の区議会の状況の中で言うと、ほかの人がやっている行為がハラスメントだという指摘、でも、している人は全くそんなつもりはない。それとか、区長とか、第三者に対して、それはハラスメントだ、いや、ハラスメントじゃないみたいな形で、そのハラスメントだよねという判断基準が、それこそ選挙で負託をいただいた私たち48人が持っているハラスメントだよねというラインが、もう統合不可能なぐらいにばらばらになってしまっているという現状認識を持っています。そういった意味では、基準をつくるという意味で、勉強会はやるべきだろうというのが会派の意見になります。

参加しなかったらどうなの的な話ってあると思うんですけども、一度開催をして、アーカイブだったりとか、資料をデータの形で共有するみたいなことも含めて、何らかの形で1回区議会の中で認識を共有するということは大事だと思うんですよ。その尺

度、使い方だって人それぞれなので、それで全てが解消するとは思わないんですけども、一旦みんながそれぞれ構築してきた、自分の常識の中におけるハラスメントという境界線が、統合の方向に向かっていくということには意味があるかなというふうに思っていますので、これはやるべきだろうというのは会派の意見です。

おおつき副議長 今、皆さんの御意見を伺って、議長も私もこのハラスメントについては、今、杉並区議会としても大事ですし、あとやっぱり日本社会、世界の中でもこのことは大事じゃないという人は一人もいないと思っています。ただ、先ほど御意見があるように、基準についてはそれぞれの状況によって、川原口理事じゃないですけども、もう全く違うと思います。なので、かといって、強制して全員参加というのもどうかと思いますから、例えば今日参加されている皆さん、会派の代表が出るとか、あと参加したい人は出るとか、こんな話だったよと、矢口さんが出て、それを自民の会派にとか、安斉さんが出られて、ほかの方々にこんな内容だったよと、では、次は出るとか出ないとかもあっていいのかなと思うし。私個人的には、これは議員もちゃんとこのことは学ばなきゃいけないけれど、区側の皆さんにもしっかりこのことは学んでもらって、一部会派にそういう威圧的なこともあったという話も聞いていますから、お互いのために、一定の理事者側の人も部長が1人か2人か出るのか分からないですけども、そのぐらいの感じで、一度脇坂委員長の下で始められたらいいかなとは思ってはおります。

以上です。

脇坂理事 今お話を聞いていて、主催するにしても幾つかのパターンがあるのかなというふうに思いました。1つには、区の主催の例えば職員研修の中にそういう機会があれば、議員も一緒に参加をさせてもらうという形の研修の在り方、もう一つには、私の名前を出していただきましたけれども、こういう場においては、正副議長が主催をした上で、議会費の中の予算で流用できるような形があれば、その可能性を模索して、広く区議会議員に声をかけるやり方、最後は、もう有志の議員が、恐らく政務活動費は使えるんじゃないかと思しますので、講師をお招きして、人数で頭割りをしてもらうというやり方であれば、こういった形が、それぞれの会派の皆さんの意思を尊重した上で、開催ができるのかなというふうに思っていましたので、一度事務局にどういうやり方ができるのかといったことを模索していただいた上で、その状況をお知らせいただけたらというふうに思いますが、そういう形でよろしいでしょうか。

井口（か）議長 さっき矢口理事が、ファッションのことをおっしゃっていましたが、私もよく注意してくださいって言われます、私じゃなくて区長にね。でも、ファッションとか、着る物ってその人の自己表現なので、非常に言いづらいですよ。注意で

きないし、また、姿、形、ファッションで注意すると非常に傷つくと思うんですよ。だから、その辺は非常に難しいですね。あなた、ちょっとその頭、やめたほうがいいんじゃないとか、その洋服はやめたほうがいいんじゃないと非常に言えない。非常に傷つくと思うんですよ、言われたほうは。だから、ファッションというものはその人の感性だし、その人の自己表現だと思っているので、非常に言いづらい。これは分かってほしいな。言いづらい、注意しづらい。

矢口理事 議長からいただきましてありがとうございます。もちろん私もファッションを否定するものではなくて。いいんです、好きな髪型、好きな服装も、個人の自己表現の自由で構わないんですけれども、例えばそれを議員が議場とか、委員会、もしくは公務でオフィシャルの場、場合によってはほかの行政のところに視察に行くような場、その場合は杉並区とか杉並区議会を背負って行っているわけですから、その人の言動が、ある意味杉並区民、杉並区議会の代表として見られるわけです。そういうときに、果たして、杉並区民の代表として見られる方々が、本当に杉並区民の代表として恥ずかしくない格好であるのかどうか、その人のファッションを私はどうこう言っているわけじゃなくて、しょっているんですよ、やっぱり区民とか杉並区を。そういう方々がTPOをわきまえないでやるのが問題であるんじゃないのかというふうに言っている。ファッションはお好きにどうぞ。私はそこは一切何も……。

井口（か）議長 注意できないじゃない、なかなか、それは思いますよ。

矢口理事 注意できないのはよく分かるんですけれども、でも、そこを公務として、オフィシャルの場でやるのがどうなのかと。そこを発信したことによって、それを見た側が、こんなじゃ嫌だって言ったら、それはもうハラスメントになるわけですよ、今の定義で言うとな。そういうのはやっぱり皆さん一人一人がちゃんと意識を持って業務に当たっていく必要があるのかなというふうに思ったわけです。

井口（か）議長 個人の意識改革ですよ。

矢口理事 そうですね。だから、ファッション自体は私は全く否定しませんし、もうお好きにどうぞというふうなところですよ。そこをちゃんと場をわきまえた形で、例えばSNSであったりとか、議会であったりとか、行政視察であったり、そこをそれぞれ杉並区、杉並区民の皆様の思いを背負っていつているなというところをもう少し意識を持てば、多分それなりの格好になっていくのかなというふうには思います。もしかしたら、その感覚も人それぞれなので、そういうふうにはならないかもしれませんが。

松本（み）理事 手短かに。私、実は政党の勉強会の中で、ハラスメント研修というのを主催でやったことがあって、こんな内容の話が聞けるんだろうなということについてイメ

ージを持っているんですけれども、自覚の問題とか、捉え方の問題というのはこの研修の範囲に入らないんですけれども、ちょっとその服装はどうなのかなと思ったときに、ハラスメントにならないような適切な形で注意をすとか、指摘をすということには内容に含まれてくるんじゃないかなと思いますので、ハラスメントが横行している、そこら中にハラスメント地雷が落ちている時代に、適切にコミュニケーションを取るような知恵が、もしかしたら、学ぶことの中で得られるんじゃないかなということに期待をしているということを、ちょっと今お話を聞いていて思いました。

以上です。

脇坂理事 勉強会をやるにしても、やはり杉並区議会議員に向けたカスタムは必要だというふうに思いますので、どういった問題意識の中でやるのかということも含めて事務局のほうで少し整理をしていただけたらと思います。

では、よろしいでしょうか。――では、本日の日程は以上ですが、ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 なければ、議会運営委員会理事会を閉会いたします。

(午後 3時51分 閉会)